

表-12 自治体別共通書類一覧(物品・役務) 留萌・宗谷地域

改訂前

改訂後 (2025.11.18)

※印は必ず添付するもの、○印該当する場合に添付するもの

中譯者序

卷之二 宋人詩詞評述

卷之三

中華書局影印

標式編號	分類	提出日期	審核員	審核日期	批註	備考
【標式-附-1】	三級類別A或 新舊機械與名酒	劉少華 2016/07/06	劉少華 2016/07/06	劉少華 2016/07/06	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	新舊機械與名酒 請參
【標式-附-2】	級別B或 新舊機械與名酒	劉少華 2016/07/06	劉少華 2016/07/06	劉少華 2016/07/06	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	新舊機械與名酒 請參
【標式-附-3】	級別C或 新舊機械與名酒	劉少華 2016/07/06	劉少華 2016/07/06	劉少華 2016/07/06	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	新舊機械與名酒 請參

35

- 6 -

改訂前

改訂後 (2025.11.21)

表-14 個別書類一覧 (3/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
渡島・檜山	福島町	-	-
	七飯町	-	-
	森町	-	-
	江差町	-	-
	上ノ国町	① 物品・役務実績書 ② 審査基準日から2年以上事業を営んでいることを証する書類	審査基準日より前2年間以内における製造、販売、役務等の事業高（営業実績）を記載してください。 審査基準日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合は、「契約書、納品書等、確定申告書及び添付書類のどれか一つ」を提出してください。 ※個人事業主の場合のみ必要です。
	厚沢部町	-	-
	今金町	-	-
	伊達市	① 伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を提出した場合、伊達市民課（窓口①）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。
	日高町	① 役員名簿 ② 取扱品目一覧表	法人は、登記簿「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を除く）及び委任されている代表者について記入すること。個人は、代表者について記入すること。
	新冠町	① 役員名簿 ② 営業品目の限定申請書	法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入して下さい。また、契約終結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。個人の場合についてはその個人事業主を記入して下さい。なお、監査役については除きます。 「申請が可能な営業品目一覧表の中で、説明・具体例に記載されているものうち、特に一定の役務や物品（業務内容・品名等）しか取り扱いができない場合」に提出してください。

表-14 個別書類一覧 (3/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
渡島・檜山	福島町	-	-
	七飯町	-	-
	森町	-	-
	江差町	-	-
	上ノ国町	① 物品・役務実績書 ② 審査基準日から2年以上事業を営んでいることを証する書類	審査基準日より前2年間以内における製造、販売、役務等の事業高（営業実績）を記載してください。 審査基準日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合は、「令和5年1月30日以前の契約書、納品書等、確定申告書及び添付書類のどれか一つ」を提出してください。 ※個人事業主の場合のみ必要です。
	厚沢部町	-	-
	今金町	-	-
	伊達市	① 伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を提出した場合、伊達市民課（窓口①）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。
	日高町	① 役員名簿 ② 取扱品目一覧表	法人は、登記簿「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を除く）及び委任されている代表者について記入すること。個人は、代表者について記入すること。
	新冠町	① 役員名簿 ② 営業品目の限定申請書	法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入して下さい。また、契約終結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。個人の場合についてはその個人事業主を記入して下さい。なお、監査役については除きます。 「申請が可能な営業品目一覧表の中で、説明・具体例に記載されているものうち、特に一定の役務や物品（業務内容・品名等）しか取り扱いができない場合」に提出してください。

改訂前

改訂後 (2025.11.21)

表-14 個別書類一覧 (2/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
後志	小樽市	① 申請人及び物品・役務申請概要 (様式 1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定款 ・「全従業員数」欄は、役員・パート等も含め、「常時使用する従業員数」は、役員・季節雇用等を除いてください。 ● 小樽市税の納税（納入）義務の有無 ・小樽市税の納税（納入）義務の有無（有の場合、「小樽市税に滞納がないことの証明書」を提出してください。） 「小樽市税の納税（納入）義務の有無」欄は、小樽市に居住する従業員の特別徴収した市道民税を小樽市に収めている場合も「有」に該当します。 ・小樽市内に本支店等がある場合、小樽市に納税（納入）義務がある申請人は必ず提出をしてください。 請求書は請求書に記入する住所（所在）、氏名（名称及び代表者名）ごとに発行されますので、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求して下さい。 請求は小樽市財政部資産課課（窓口20番）又は市民課課（窓口22番）（市役所別館2階）において行ってください。 法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。 「市税に滞納がないことの証明書交付請求書」は、小樽市ホームページからダウンロードしてください。 ● 納入希望品目に係る主な取引内容 ・直近2年間の契約実績で主なものを記入してください。（別紙による提出可。） ● 小樽市の営業を担当する担当者 ・2名以内で記入してください。
		② 営業経歴書 (様式 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業内容の沿革等について、記載のある書類（企業パンフレット、企業URL）の写し等の提出により本書類の提出省略可能です。 ・個人営業者の場合は、審査基準日において、引き続き1年以上申請品目等の事業を営業していることが確認できる書類（令和6・7年の契約書、納品書等）の写しを添付してください。
		③ 印刷機等設備状況 (様式 3)	<p>※該当する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業品目（物品）」の大分類「04 印刷・製本」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ※従業員数については、印刷業務に携わる従業員の人数を記入してください。
		④ 構内除排営業業務資料 (様式 4)	<p>※該当する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業品目（役務）」の大分類「17 その他の役務の提供等」のうち、小分類「1.1 除害・排害運搬業務」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。
		⑤ 小樽市内の支店、営業所等の状況 (様式 5)	<p>※該当する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業品目（物品・役務）」に申請し、小樽市内に本社又は本店を有していないが、小樽市内に受任先となる支店、営業所等を有する場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ・従業員数について、「正規職員」「パート、臨時等」「役員」に区分し、記入してください。 ・「うち小樽市に居住する人数」は、審査基準日における小樽市に居住する人数を記入してください。 ・「うち保険加入数」は、雇用保険又は健康保険及び厚生年金保険の被保険者である従業員数を記入してください。
ニセコ町	-	-	-
京極町	-	-	-

表-14 個別書類一覧 (2/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
後志	小樽市	① 申請人及び物品・役務申請概要 (様式 1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定款 ・「全従業員数」欄は、役員・パート等も含め、「常時使用する従業員数」は、役員・季節雇用等を除いてください。 ● 小樽市税の納税（納入）義務の有無 ・小樽市税の納税（納入）義務の有無（有の場合、「小樽市税に滞納がないことの証明書」を提出してください。） 「小樽市税の納税（納入）義務の有無」欄は、小樽市に居住する従業員の特別徴収した市道民税を小樽市に収めている場合も「有」に該当します。 ・小樽市内に本支店等がある場合、小樽市に納税（納入）義務がある申請人は必ず提出をしてください。 請求書は請求書に記入する住所（所在）行されますが、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求して下さい。 請求は小樽市財政部資産課課（窓口20番）又は市民課課（窓口22番）（市役所別館2階）において行ってください。 法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。 「市税に滞納がないことの証明書交付請求書」は、小樽市ホームページからダウンロードしてください。 ● 納入希望品目に係る主な取引内容 ・申請を希望する営業品目について、小分類毎に、主な契約実績（審査基準日の2年前の日から1年間）を記入してください。（別紙による提出可。） ・法人にあっては、申請を希望する営業品目について、登記簿謄本等の目的に記載のある場合は、記入不要です。（登記簿謄本等の目的に記載のない場合は、「4 希望する営業品目に関する主な取引内容（審査基準日の2年前の日から1年間に契約実績があるものに限る。）」に記載してください。） ● 小樽市の営業を担当する担当者 ・2名以内で記入してください。
		② 営業経歴書 (様式 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業内容の沿革等について、記載のある書類（企業パンフレット、企業URL）の写し等の提出により本書類の提出省略可能です。 ・個人営業者の場合は、審査基準日において、引き続き1年以上申請品目等の事業を営業していることが確認できる書類（令和6・7年の契約書、納品書等）の写しを添付してください。
		③ 印刷機等設備状況 (様式 3)	<p>※該当する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業品目（物品）」の大分類「04 印刷・製本」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ※従業員数については、印刷業務に携わる従業員の人数を記入してください。
		④ 構内除排営業業務資料 (様式 4)	<p>※該当する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業品目（役務）」の大分類「17 その他の役務の提供等」のうち、小分類「1.1 除害・排害運搬業務」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。
		⑤ 小樽市内の支店、営業所等の状況 (様式 5)	<p>※該当する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業品目（物品・役務）」に申請し、小樽市内に本社又は本店を有していないが、小樽市内に受任先となる支店、営業所等を有する場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ・従業員数について、「正規職員」「パート、臨時等」「役員」に区分し、記入してください。 ・「うち小樽市に居住する人数」は、審査基準日における小樽市に居住する人数を記入してください。 ・「うち保険加入数」は、雇用保険又は健康保険及び厚生年金保険の被保険者である従業員数を記入してください。
ニセコ町	-	-	-
京極町	-	-	-

記載内容の変更

改訂前

改訂後 (2025.11.21)

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (1/3)

地域	自治体名	資格要件
石狩・空知	北広島市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	新篠津村	—
	夕張市	—
	深川市	① 役務一大分類「11廃棄物処理」-小分類「06産業廃棄物収集運搬サービス」及び小分類「08産業廃棄物処理サービス」に申請する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イ～ルに該当しないこと。
	南幌町	—
	長沼町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	栗山町	—
	浦臼町	—
	妹背牛町	① 道内に営業所を有すること。 ② 除雪については妹背牛町内の業者のみ。
	沼田町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、同日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。
後志	小樽市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	二セコ町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 ② 資本金の額が30万円以上又は従業員が3人以上であること。ただし、個人経営にあってはその限りではありません。
	京極町	—

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (1/3)

地域	自治体名	資格要件
石狩・空知	北広島市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	新篠津村	—
	夕張市	—
	深川市	① 役務一大分類「11廃棄物処理」-小分類「06産業廃棄物収集運搬サービス」及び小分類「08産業廃棄物処理サービス」に申請する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イ～ルに該当しないこと。
	南幌町	—
	長沼町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	栗山町	—
	浦臼町	—
	妹背牛町	① 道内に営業所を有すること。 ② 除雪については妹背牛町内の業者のみ。
	沼田町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、同日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。
後志	小樽市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 (個別書類については、表-1-4 個別書類一覧「①申請人及び物品・役務申請概要（様式1）」参照)
	二セコ町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 ② 資本金の額が30万円以上又は従業員が3人以上であること。ただし、個人経営にあってはその限りではありません。
	京極町	—

記載内容の変更

改訂前

改訂後 (2025.12.04)

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (3/3)

地域	自治体名	資格要件
留萌	留萌市	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
	小平町	—
宗谷	稚内市	① 稚内市の財産賃付に係る土地賃付料、埋立地賃付料又は建物賃付料を滞納していないこと。
		② 役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者を有する者でないこと。
		③ 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり直前1年間に事業高（営業実績）があること。
	浜頓別町	—
	中頓別町	—
	枝幸町	—
オホーツク	網走市	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	訓子府町	—
	佐呂間町	—
	滝上町	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること
	大空町	—
	網走地区消防組合	—
	鹿追町	—
十勝	新得町	—
	大樹町	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	幕別町	—
	釧路・根室 白糠町	—

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (3/3)

地域	自治体名	資格要件
留萌	留萌市	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
	小平町	—
宗谷	稚内市	① 稚内市の財産賃付に係る土地賃付料、埋立地賃付料又は建物賃付料を滞納していないこと。
		② 役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者を有する者でないこと。
		③ 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり直前1年間に事業高（営業実績）があること。
	浜頓別町	—
	中頓別町	—
	枝幸町	—
オホーツク	網走市	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	訓子府町	—
	佐呂間町	—
	滝上町	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること
	大空町	—
	網走地区消防組合	—
十勝	鹿追町	—
	新得町	—
	大樹町	① 営業基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	幕別町	① 営業基準日において、法令の規定による許可、免許、登録等を得てからの営業経験が2年以上であること。
釧路・根室	白糠町	—

幕別町：自治体が個別に求める資格要件を追加